

## キッツグループ贈収賄防止グローバルポリシー

### 1. 基本方針

キッツグループは、キッツグループ コンプライアンス行動規範において、国内外の公務員等（※1）、お客様、お取先などに対する贈収賄の禁止や不正な利益の受領の禁止を宣言しています。これらの贈収賄防止に関する取り組みを推進するため「キッツグループ贈収賄防止グローバルポリシー」（以下「本ポリシー」といいます。）を制定し、これを実践することで公正かつ健全な事業活動の遂行を図り、社会の持続的成長に貢献するグローバル企業を目指します。

### 2. 適用範囲

本ポリシーは、キッツグループ各社及びその役員・社員（※2）に適用されます。

### 3. 法令の遵守

キッツグループは、本ポリシー及び全ての国や地域の贈収賄防止関連法令を遵守します。

### 4. 贈賄の禁止

キッツグループは、国内外を問わず、直接又は間接に、公務員等又は民間企業の役員・社員に対し、事業上の不正な利益を取得するために、金銭その他の利益（※3）の供与、又はその申し出や約束を行いません。

### 5. 収賄の禁止

キッツグループは、国内外を問わず、直接又は間接に、公務員等又は民間企業の役員・社員に対し、事業上の不正な利益の提供の対価として、金銭その他の利益の要求、收受、又は收受の約束を行いません。

### 6. ファシリテーション・ペイメントの禁止

キッツグループは、ファシリテーション・ペイメント（※4）を原則として行いません。但し、ファシリテーション・ペイメントを支払わないと暴行されるおそれがある場合など、役員・社員の生命、身体、個人の財産に対する不当な侵害を避けるためにやむを得ず行う必要最低限の支払はこの限りではありません。

### 7. 接待・贈答

キッツグループは、取引先に接待や贈答を供する場合、又は取引先から接待や贈答を受ける場合、関連法令及び社内規程に準拠し、社会通念上妥当な範囲で行います。

### 8. 会計記録

キッツグループは、すべての取引について、正確に会計帳簿等に記録し、会計帳簿その他関連資料を適切に保管します。

## 9. 教育・啓発活動

キッツグループは、贈収賄防止体制を周知徹底するため、役員・社員に対し、贈収賄防止に関する教育研修・啓発活動を実施します。

## 10. 内部通報

キッツグループの役員・社員は、本ポリシーに違反し、又はそのおそれのある行為を発見した場合、社内規程に従い速やかに会社に報告します。また、キッツグループは、かかる報告に基づき、適切な調査対応等を行います。

## 11. 監査

キッツグループは、本ポリシー及び本ポリシーの関連規程の遵守・運用に関する監査を定期的実施するものとします。

## 12. 違反時の対応

キッツグループは、役員・社員が本ポリシーに違反した場合、直ちに事実関係を調査のうえ、行為者に対しては所属する会社の規程に従い、懲戒処分その他の厳正な対応を行います。

(※1)「公務員等」とは

国内公務員、外国公務員、国際機関の公務に従事する者及び国内又は外国等の政府・地方公共団体が実質的に支配する企業の役員及び社員を含みます。

(※2)「役員・社員」とは

キッツグループの役員、社員、出向者、顧問、契約社員、派遣社員が該当します。

(※3)「金銭その他の利益」とは

金銭、贈答、接待・供応、融資・担保の提供などの財産上の利益のほか、職務上の地位の付与、就職機会の提供やあっせんなどの非財産的利益を含む一切の有形、無形の利益がこれに該当します。

(※4)「ファシリテーション・ペイメント」とは

定型的な行政手続の円滑化や迅速化を目的として行われる公務員等への少額の支払のことをいいます。